

平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィズ
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤昭宏
(JASDAQ、コード番号：7835)
問 い 合 せ 先 取締役管理部門担当 大関 浩一
電 話 番 号 (03) 3534-3180

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 20 日付プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下、「平成 28 年 7 月 20 日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせしておりましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める JASDAQ スタンダード市場(以下、「JASDAQ」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 9 月 26 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 28 年 9 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を JASDAQ において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、平成 28 年 7 月 20 日付プレスリリースにおいてお知らせしておりましたとおり、以下の内容の株式併合(以下、「本株式併合」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本定時株主総会の議題といたしました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率

平成 28 年 9 月 30 日をもって、平成 28 年 9 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式 440,000 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
3,081,593 株

④ 効力発生前における発行済株式総数
3,081,600 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
21 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額

本株式併合により、株式会社バンダイナムコホールディングス(以下、「バンダイナムコホールディ

ングス」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てバンダイナムコホールディングスに売却すること又は会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成28年9月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に平成28年4月15日から平成28年5月24日までの24営業日を公開買付期間とする当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である560円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案(定款の一部変更の件)

上記「1. 第1号議案(株式併合の件)」に記載のとおり、会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、21株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容は、平成28年7月20日付プレスリリースをご参照下さい。なお、当該変更は、本株式併合の効力発生日である平成28年9月30日に効力が発生するものといたします。

3. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるJASDAQにおける上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は、平成28年8月26日から平成28年9月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成28年9月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

4. 株式併合の日程

① 取締役会決議日	平成28年7月20日
② 定時株主総会開催日	平成28年8月26日
③ 整理銘柄指定日	平成28年8月26日(予定)
④ 当社株式の売買最終日	平成28年9月26日(予定)
⑤ 当社株式の上場廃止日	平成28年9月27日(予定)
⑥ 株式併合の効力発生日	平成28年9月30日(予定)

以上